

**「令和7年度茨城県パラアーティスト発掘・育成等事業」に係る
公募型プロポーザル方式に関する公告**

公募型プロポーザル方式による「令和7年度茨城県パラアーティスト発掘・育成等事業」について、次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成の上、提出されたい。

令和7年4月2日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 委託事業の内容等

(1) 委託事業名

令和7年度茨城県パラアーティスト発掘・育成等事業

(2) 業務の内容

別紙「令和7年度茨城県パラアーティスト発掘・育成等事業委託仕様書」による。

(3) 委託期間

契約の日から令和8年3月31日まで

2 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札への参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 国税、茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号までに規定するものでないこと。
- (6) 障害者の文化芸術活動の振興に係る業務を履行した実績を有する者であること。

3 提出手続等

(1) 担当部局

茨城県福祉部 障害福祉課 企画担当
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番地6
電話 029-301-3357
FAX 029-301-3370
Email : shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

ア 交付するもの

- ①令和7年度茨城県パラアーティスト発掘・育成等事業プロポーザル実施要領
- ②委託仕様書
- ③委託契約書（案）

イ 交付期間

公告の日から令和7年4月21日（月）まで

（茨城県の休日をも定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 交付場所

上記(1)の担当部局に同じ。

エ 交付方法

ウにおいて直接交付又は電子調達システムにおける茨城県入札情報サービス及び茨城県障害福祉課ホームページからダウンロードすることができる。

(3) 質問の受付

公告の日から令和7年4月14日（月）まで、担当部局へのメール又はFAXにて受け付ける。

なお、メール又はFAXにより質疑を提出したときは、電話で送付確認をすること。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出期限

令和7年4月21日（月）午後5時必着

イ 提出先

上記(1)の担当部局に同じ。

ウ 提出方法

持参、郵送（書留郵便又は配達証明）又は宅配便（提出先に届いたことが証明されるものに限る。）にて提出すること。

なお、持参の場合、受付時間は午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

4 選定方法等

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書を審査会において審査し、受託候補者1者を選定する。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案を審査するための基準

審査項目	審査基準（着眼点）
業務の理解度	①業務の趣旨・目的を理解し、提案内容に反映しているか。
提案の的確性	②仕様書の内容を的確に踏まえた提案内容となっているか。
業務の具体性・実現性	③実施方法が具体的で実現性を有しているか。
業務の創意・工夫	④提案内容に創意・工夫はあるか。
業務の実施体制	⑤業務実施のために適切な組織体制、運営体制が確保されているか。
同種又は類似の業務実績	⑥「令和7年度茨城県パラアーティスト発掘・育成等事業」と同種又は類似の業務実績を有しているか。
見積額の妥当性	⑦見積額及び積算根拠は適切か。

5 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本事業は契約書の作成を要する。
- (3) 提出された企画提案書については、後日ヒアリングを行うことがある。
- (4) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。
- (5) 企画提案書の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。また、委託金額については、採用決定後、見積書により別途決定する。
- (6) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (7) その他詳細は実施要領による。